

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....（総務業務センター）	49
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	50
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	50
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....（農業施設管理課）	50
○土地改良事業の施行の認可.....（農業施設管理課）	50
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	50
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	51
○市街地再開発組合の定款の変更認可.....（建築指導課）	51
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	51
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定.....（河川課）	51
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）.....	51
告 示	
北海道告示第321号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	
平成19年４月27日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	パーソナルコンピュータ 38台
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書による。
(3) 納 入 期 日	平成19年６月29日

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道総務部行政改革局総務業務センター
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北３条西７丁目 北海道庁別館西棟４階会議室 7
(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北３条西
7丁目 北海道総務部行政改革局総務業務センター)
- (2) 入 札 日 時 平成19年５月29日（火）午前10時30分（送付による場合は、平成
19年５月28日（月）までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の１の(2)及び(3)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の
公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの売買 150台
- イ 予 定 時 期 平成19年５月
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成19年１月16日付け北海道告示第26号
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 ３に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A４判用紙が入る返信
用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便
料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関す
る事務を担当する組織に申し込むこと。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の(2)のア及び３の(1)による。
- 9 入札参加申込書の提出
- (1) 提 出 期 限 平成19年５月17日（木）午後５時（送付による場合は、平成19年

5月16日（水）必着）

(2) 提出場所 3に同じ。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部行政改革局総務業務センター
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 38
B . Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., May 29, 2007
(Mailed bids must arrive no later than May 28, 2007)
C . Contact : Administrative Service Center, Administrative and Financial Reform Bureau
Department of General Affairs, Hokkaido Government Nishi 7-Chome, Kita 3-jo,
Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan.
Phone : 011-204-5076

北海道告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成19. 4. 17	北竜土地改良区
同	栗山土地改良区
同	東和土地改良区

北海道告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（豊里北地区経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成19年5月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に

基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成19年5月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
浦幌町農業協同組合	上浦幌	基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ、客土）	北海道十勝支庁
同	下浦幌	同（暗きょ）	同

北海道告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成19. 4. 6	南幌町農業協同組合	晩翠	基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ）
同	同	夕張太	同

北海道告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 稚内市宗谷岬237の3から237の7まで・237の12（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 なだれの危険の防止

- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- （イ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ370・1180（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 なだれの危険の防止
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課並びに稚内市役所及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	留辺蘂停車場線				
3	道路の区域					
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
	北見市留辺蘂町上町7番地先から		前	9.00mから		
	北見市留辺蘂町栄町34番24地先まで		前	19.50mまで	439.77m	――
			前	18.00mから		
			前	18.00mまで	410.63m	――
			後	13.00mから		
			後	18.00mまで	410.63m	――

北海道告示第328号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款の変更を認可した。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	組 合 の 名 称	小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発組合
2	事 務 所 の 所 在 地	小樽市稲穂2丁目22番8号小樽駅前ビル株式会社内
3	設 立 認 可 の 年 月 日	平成19年1月16日
4	事 業 施 行 期 間	平成19年1月23日から平成21年5月31日まで
5	変 更 の 内 容	
	役員の定数の変更	
	変 更 前	理事7人
	変 更 後	理事5人以上
6	変更の認可の年月日	平成19年4月18日

北海道告示第329号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成19年5月1日から施行する。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項社団法人北海道警友会の事項中「同 夕張支部」を削る。

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川石狩川水系徳富川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道札幌土木現業所事業部治水課及び滝川出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成19年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年4月27日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

1 落札に係る物品等の名称及び数量

北海道帯広農業高等学校畜舎改築に係る物品購入

- (1) 農業実習用機械類その1 トラクタほか5品目 6点
- (2) 農業実習用機械類その2 トラクタほか1品目 2点
- (3) 事務用品類等 スチール戸棚ほか25品目 75点
- (4) 電化製品類等 バキュームクリーナーほか12品目 16点
- (5) OA機器類等 ノートパソコンほか5品目 9点

2 落札を決定した日

平成19年4月17日（火）

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社サセキ北海道
住 所 岩見沢市5条東12丁目7番地
- (2) 氏 名 株式会社サセキ北海道
住 所 岩見沢市5条東12丁目7番地
- (3) 氏 名 株式会社インテリアハウス加藤家具店
住 所 帯広市西2条南4丁目19番地
- (4) 氏 名 有限会社ストーク
住 所 帯広市西1条南19丁目6番地
- (5) 氏 名 有限会社コムコ
住 所 帯広市西2条南3丁目11番地の2

4 落札金額

- (1) 28,875,000円
- (2) 15,750,000円
- (3) 1,877,400円
- (4) 1,291,500円
- (5) 1,203,300円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成19年3月2日付け北海道教育庁十勝教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道教育庁十勝教育局告示第10号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成19年4月27日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

北海道帯広農業高等学校畜舎改築に係る物品購入

- (1) 実験機器類等 phメーターほか20品目 75点
- (2) 農業機器類等 パーティクルセパレータほか4品目 11点

2 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月17日（火）

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社カネタ
住 所 帯広市西2条南1丁目9番地
- (2) 氏 名 株式会社カネタ
住 所 帯広市西2条南1丁目9番地

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 7,056,000円
- (2) 1,974,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目